

公立大学法人沖縄県立芸術大学職員兼業規程

令和3年4月1日
冲芸大規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年冲芸大規則第4号。以下「就業規則」という。）第35条第2項の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）及び沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）の規定に基づき沖縄県から法人に派遣された職員を除く。）の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、次に掲げる職を兼ねることをいう。

- (1) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて行う講演その他これに準ずる発表等を行う職
- (2) 法令、条例等により、国もしくは地方公共団体の機関に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職又はこれに準ずる非常勤の職もしくは当該機関に必要な応じて置かれている職
- (3) 他の学校の非常勤教員の職
- (4) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益社団法人、公益財団法人および法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職
- (5) 利潤を得て、これを構成員に分配することを主な目的とする商業、工業、金融業その他の企業体で、会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を行う団体（以下「営利企業」という。）の役員の職又はその事業の職
- (6) 職員が自己の名義で、商業、工業又は金融業を経営する職（名義人が他人であっても、本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めた職

(兼業の許可等)

第3条 兼業を行おうとする職員は、あらかじめ兼業許可申請書（第1号様式）を理事長に提出して許可を受けなければならない。

(兼業の許可基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を許可しない。

- (1) 兼業に従事することにより、職務の遂行に支障を生じるおそれがあるとき。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えるおそれがあるとき。
- (3) 職員の占めている職との間に特別な利害関係が生じるとき又は生じるおそれがあるとき。
- (4) 兼業により、職務の公正性および信頼性の確保に支障が生じるおそれがあるとき。

(5) 兼業により、法人の信用及び名誉を傷つけるおそれがあるとき。

(6) その他法人の職員として適当でないと認められるとき。

2 理事長は、前項各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合であっても、兼業に従事する時間数が、1週間につき20時間を超える場合（理事長が別に定める場合を除く。）には、兼業を許可しない。

（兼業の従事時間）

第5条 兼業は、公立大学法人沖縄県立芸術大学勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和3年沖芸大規程第17号）第3条に規定する正規の勤務時間外に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、正規の勤務時間内に兼業を行うことができる。

（兼業の許可期間等）

第6条 兼業を許可する期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項に規定する許可期間は、更新することができる。

（短期間の兼業）

第7条 職員は次に掲げる各号のいずれかに該当する兼業については、第3条の規定にかかわらず、あらかじめ兼業届出書（第2号様式）を理事長に提出し、受理された場合には理事長の許可を受けたものとみなす。

(1) 1日限りの場合

(2) 年間従事時間が2日以上6日以内で、総従事時間数が8時間以内の場合

2 理事長は、前項の届出に際し必要と認める場合は、兼業に従事させずまたは従事する日等の変更を求めることができる。

（許可の取消し）

第8条 理事長は、この規程により許可した兼業が、第4条の規定に該当すると認める場合又は当該許可に係る申請内容が事実と異なると認める場合は、その許可を取り消すことができる。

（兼業の報告）

第9条 理事長は、必要に応じて、兼業を許可した職員に、当該兼業の実施状況の報告を求めることができる。

（変更届等）

第10条 第3条の規定により兼業の許可を受けた職員は、その兼業の内容等に変更が生じたとき、又はその兼業に従事しなくなったときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

（法人の免責）

第11条 業務時間外の兼業による事故および災害については、法人は一切その責務を負わない。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則（令和3年4月1日理事長決裁）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

兼業許可申請書

		令和 年 月 日	
公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事長 殿		申請者	
		所属名	学部 専攻
		職氏名	
下記のとおり公立大学法人沖縄県立芸術大学職員兼業規程第3条に基づき、兼業の許可を申請します。			
記			
兼業の内容について			
勤務先		職名	
所在地			
報酬	<input type="checkbox"/> 受けない <input type="checkbox"/> 受ける（ <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 年間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> その他） _____円 従事期間の報酬総額見込み _____円		
従事形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 毎週__曜日 <input type="checkbox"/> 毎月__回 <input type="checkbox"/> 年__回程度 <input type="checkbox"/> 期間中__日間		
従事業務内容			
従事期間	年 月 日（ <input type="checkbox"/> 承諾日）から 年 月 日まで		
新規・継続の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続		
兼業先への本学承諾書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
兼業の必要理由と本務との関係			
所属部局長の意見	所属長 氏名 印		
上記兼業を許可する ただし、以下の事項に留意すること <div style="text-align: right;"> 令和 年 月 日 公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事長 印 </div>			
留意事項			

第2号様式（第7条関係）

兼業届出書

令和 年 月 日	
公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事長 殿	
申請者	
所属名	学部 専攻
職氏名	
下記のとおり公立大学法人沖縄県立芸術大学職員兼業規程第7条に基づき兼業を届け出ます。 記	
兼業の内容について	
勤 務 先	職 名
所 在 地	
報 酬	<input type="checkbox"/> 受けない <input type="checkbox"/> 受ける（ <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 年間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> その他） _____ 円 従事期間の報酬総額見込み _____ 円
従事形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 毎週__曜日 <input type="checkbox"/> 毎月__回 <input type="checkbox"/> 年__回程度 <input type="checkbox"/> 期間中__日間
従事業務内容	
従事期間	<input type="checkbox"/> 1日限りの場合 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年間従事日数が2日以上6日以内で、総従事時間数が8時間以内の場合 年 月 日から 年 月 日までのうち__日 総従事時間数__時間
新規・継続の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
兼業先への 本学承諾書	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
兼業の必要理由 と本務との関係	
所属部局長の意見	所属長 氏 名 印
留意事項	

事務局長	総務課長	担当